

各管区警察局長  
警視総監殿  
各道府県警察本部長

昭和31年12月12日  
刑発鑑第292号  
警察庁刑事局長

「現場写真の作成及び現場写真記録の取扱いに関する規則」の施行について  
このたび、「現場写真の作成及び現場写真記録の取扱いに関する規則」が制定され、  
昭和32年1月1日から施行されることとなった。この規則の施行にあたっては、  
次の事項について留意のうえ、運用に遺憾のないようにせられたい。

#### 記

#### 第1 規則の要点

##### 1 規則の目的（第1条）

この規則は、現場写真の作成と現場写真記録の取扱いとの双方について定める  
ことを明らかにした。

##### 2 現場写真の意義（第2条）

この規則でいうところの現場写真の範囲を明らかにするとともに、その種類  
は、普通写真のほか、天然色写真等を含むものであることを定めた。

##### 3 現場写真の作成（第3条）

作成の主体は、府県鑑識課又は警察署であることを明らかにし、また作成す  
るのは犯罪現場に臨場した場合であるが、作成主体の判断により、事件の性質  
により作成の必要がないと認めるときは省略できるものとした。

##### 4 現場写真撮影上の留意事項（第4条）

原則的なことだけを定めて、あとは教養資料等によることとした。

- (1) 犯罪現場に臨場したときは、まず第一に、到着したときの現場の状態がそ  
のまま現われるように撮影し、更に現場鑑識の進行に従って細部にわたり撮  
影することとした。（同条第1号）
- (2) 証拠物等の撮影にあたっては、実際にそのものがあつた場所や、そのとき  
の状態が第三者に対しても一見して了解できるように撮影することとし、更  
に後日公判上での紛議が予想される場合には、実際その撮影に立会った人（公  
判廷においても確実にその事実を証言できる人）を入れて撮影するか、又は  
その人の署名した紙片等を入れて撮影することとした。ただし、この目的を  
越えて反って証拠価値を害するような場所に、立会人が立ったり、紙片等が  
置かれたりしてはならない。（同条第2号）
- (3) 凶器、創傷、痕跡等の大きさを正確に現わすように撮影するために、巻尺  
や測定用方眼紙等をその証拠価値を害さないように配して撮影することとし  
た。（同条第3号）

##### 5 現場写真記録の様式（第5条）

- (1) 現場写真記録の様式は左横書、左とじとした。
- (2) 臨場事件記録については、その記録を充実するために、解剖欄及び鑑識資  
料欄を新設又は拡充した。

##### 6 現場写真記録の整理保管（第6条）

この資料を積極的に活用するために、実情にあった整理保管方法を定めた。

## 7 現場写真記録処理簿の作成（第8条）

旧規程による現場写真記録台帳と目的を同じくするものであるが、様式を左横書とした。

### 第2 規則の運用について

- 1 府県鑑識課又は警察署が現場写真記録を作成する範囲は、「別紙第1」によるものとする。
- 2 現場写真記録の写を警察庁又は管区警察局若しくは北海道警察本部の鑑識主務課に送付する範囲は、「別紙第2」によるものとする。
- 3 現場写真記録の作成要領（第5条第2項）

## 1 （1）用紙、B版クリームケント紙 150斤、縦 26.5センチメートル、横 19センチメートルとする。

### （2）臨場事件記録（様式第1号）

イ 上部空欄には、決裁欄又は作成責任者欄等を適宜設けることができる。

ロ （昭和 年 第 号）欄には、現場写真記録処理簿に記入した当該記録の暦年別追番号を記入すること。見取図写真又は現場写真をちょう付する用紙の（昭和 年 第 号）欄についても同様である。

ハ 事件名欄には、「強盗殺人」、「他殺容疑」等と記入すること。

ニ 被害者欄には、被害者の住所、職業、氏名、年齢を記入することとし、殺傷事件等の場合には、氏名の下部に（即死）、（重傷）等を記入すること。

なお、被害対象が営造物等の場合には、その所在及び営造物名を記入すること。身許不詳のときは、「推定何年位の男性（又は女性）」と記入すること。

ホ 加害者欄には、加害者が不詳のときは、第1行に「不詳」と記入し、判明している者については、その住所、職業、氏名、年齢のほか前科関係を記入し、若し被害者と密接な関係があるときは、氏名の上部にその関係をかっこ書すること。

ヘ 事件の概要欄には、事件発覚の経緯、犯罪事実及び現場鑑識活動の概要を記入すること。

ト 解剖の結果欄には、解剖の年月日、場所、執刀者、立会者の氏名のほか、解剖所見を記入すること。

チ 鑑識資料欄には、犯罪現場及び犯罪に関係ある場所で採取した鑑識資料について記入すること。

リ 各記入欄には、臨場の際判明していることのみを記入し、その後判明したことを記入する場合には、その記入事項の末尾に判明した年月日をかっこ書すること。

ヌ 以上の記入欄のほか、必要と認める場合は、被疑者の人相欄、天候欄、手口欄等を適宜設けることができる。

### （3）現場見取図写真（様式第2号）

イ 現場見取図を作成し、これを写真に縮写してちょう付すること。ただし、必要によっては、現場見取図をそのまま用いてもよい。

ロ 各葉の現場写真と対照するため、写真撮影の方向を ㉠、 ㉡等の例により示すこと。

ハ 現場見取図の凡例は、できるだけ別表によること。

(4) 現場写真等（様式第3号）

イ 右上欄の には、現場写真等の編てつの順に追番号を記入すること。

ロ 記事欄には、撮影の目標その他必要な説明事項を記入すること。

ハ 被疑者の写真をちょう付する場合は、被疑者写真取扱規則に基づくものを用いること。

(5) 補助用紙（様式第4号）

補助用紙には、所定記入欄に記入しきれなかった場合等に使用すること。

(6) 記録の編てつ

記録は、臨場事件記録、現場見取図写真、現場写真等の順により編てつすること。ただし、必要により、封筒に入れる等の方法を講ずることができる。

4 旧規程に基づく現場写真記録の用紙の残部は、この規則の施行後も使用してさしつかえない。

## 別紙第1

府県鑑識課又は警察署において作成する「現場写真記録」の範囲

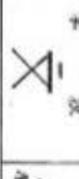
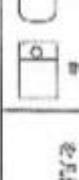
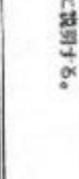
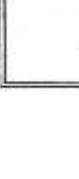
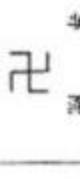
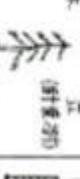
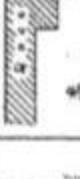
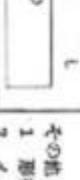
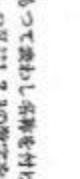
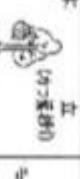
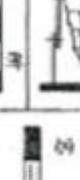
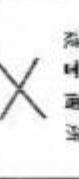
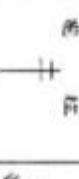
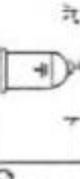
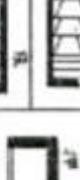
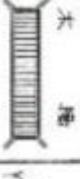
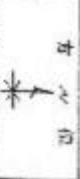
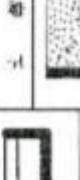
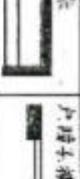
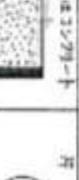
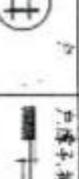
- 1 騒擾、集団暴行、集団的公務執行妨害等のうち重要事件
- 2 強盗殺人、強姦殺人、殺人等のうち重要事件
- 3 強盗傷人、強盗強姦、集団強盗等のうち重要事件
- 4 銃器、火薬類その他特殊手段による強盗、傷害等のうち重要事件
- 5 被害額 万円以上の特異又は重要な窃盗事件
- 6 罹災戸数 戸以上の放、失火又は連続放火及び特異手口による放火事件
- 7 金融機関に対する強盗、放火等の重要事件
- 8 官公庁、学校、重要文化財その他重要施設に対する放、失火事件のうち重要事件
- 9 銃器、火薬類又は重要文化財の強窃盗のうち重要事件
- 10 公益事業等に対する悪質又は計画的な妨害事件
- 11 公共的施設に関する破壊又は妨害事件のうち重要事件
- 12 その他犯罪鑑識上特に問題又は参考になると認める事件

別紙第 2

警察庁、管区警察局（又は北海道警察本部）へ送付する現場写真記録の範囲

- 1 騒擾、集団暴行等のうち重要事件
- 2 強盗殺人、強姦殺人、殺人等のうち重要事件
- 3 重要公共物若しくは戸数 100 戸以上の放、失火事件又は重要な連続放火事件及び特異手口による放火事件
- 4 公共的施設に対する破壊又は妨害のうち重要事件
- 5 その他犯罪鑑識上特に問題又は参考になると認める事件

別表

 河川	 田	 田	 田	 田	 田	 田
 田	 田	 田	 田	 田	 田	 田
 田	 田	 田	 田	 田	 田	 田
 田	 田	 田	 田	 田	 田	 田
 田	 田	 田	 田	 田	 田	 田
 田	 田	 田	 田	 田	 田	 田
 田	 田	 田	 田	 田	 田	 田
 田	 田	 田	 田	 田	 田	 田
 田	 田	 田	 田	 田	 田	 田

補足説明

- 1 用紙の規格については、現在では、各府県の文書保管の便益等を考慮し、厳格には運用されていない。
- 2 平成4年6月29日付け事務連絡により、「重要事件」を警察庁指定事件及び警察庁準指定事件として指定された事件として、これらについて報告を求めることとした。